

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	2
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	3
○地域森林計画の変更 (3件) (")	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (3件) (治山林道課)	3
◎高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定 (環境共生課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
その他	
○平成23年度行政書士試験の合格者 (法 務 課)	4
正 誤	
◎正誤 (平24・1・6付け 告示ほか)	5

 告 示

高知県告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970104695	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11-1 アクア高松中新町ビル702号	平成23年10月1日	セントケア高知	高知市高埴21-17 ルミエール高埴212号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970104703	ファーストケアプラン合同会社	南国市国分688番地	〃	ファーストケアプラン	高知市神田1469-43 烏帽子荘1階西	居宅介護 支援
3970104729	医療法人大和会	高知市東秦泉寺67番地1	〃	デイサービスセンターおらんくの縁側	高知市伊勢崎町7番19号	通所介護 介護予防 通所介護
3970400580	デイサービス太陽の家株式会社	南国市岡豊町小蓮1239番地4	〃	デイサービス太陽の家株式会社	南国市岡豊町小蓮1239番地4	介護予防 通所介護
3970600353	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11-1 アクア高松中新町ビル702号	〃	セントケア須崎	須崎市東糺町1-20	訪問介護 介護予防 訪問介護
3972400752	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	〃	ニチイケアセンターいの	吾川郡いの町1700番地	居宅介護 支援
3970104737	有限会社大野設備	高知市春野町平和92番地	平成23年10月17日	デイサービス陽花	高知市瀬戸南町二丁目23番5号	通所介護 介護予防

						通所介護
3970104745	株式会社 リバフル	高知市若草町11-38 ハウスオブ ブレインボーII 101号	平成23年11月9日	デイサー ビスセン ター希月	高知市朝倉本町 一丁目12-28- 6	通所介護 介護予防 通所介護
3970104752	〃	〃	〃	居宅介護 支援事業 所あかり	〃	居宅介護 支援
3970200287	株式会社 タケザキ	室戸市羽根町乙 1262-1	平成23年11月17日	デイサー ビスセン ターひま わり	室戸市室津1775 -8	通所介護 介護予防 通所介護
3971200146	有限会社 スーパー ストア富 土屋	南国市後免町二 丁目1番19号	〃	デイサー ビス富士 屋ベター ライフ香 北	香美市香北町美 良布2673番地2	通所介護 介護予防 通所介護
3970600361	株式会社 光	須崎市大谷543 -5	平成23年12月1日	デイサー ビスひか り	須崎市大谷551	通所介護 介護予防 通所介護
3970104760	医療法人 博愛会	高知市横浜東町 10番1号	平成23年12月20日	居宅介護 支援事業 所よこは ま	高知市横浜東町 10番1号	居宅介護 支援
3970104778	〃	〃	〃	デイサー ビスセン ターよこ はま	〃	通所介護 介護予防 通所介護
3970104786	〃	〃	〃	訪問介護 事業所よ こはま	〃	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970900316	医療法人 祥星会	宿毛市押ノ川 1196番地	〃	訪問介護 事業所ど んぐり	宿毛市押ノ川 1052-1	訪問介護

高知県告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970104299	医療法人 仁生会	高知市越前町一 丁目10番17号	平成23年9月30日	デイサー ビス赤と んぼ	高知市万々397 番地	通所介護 介護予防 通所介護
3952380016	医療法人 十全会	土佐郡土佐町田 井1372番地	平成23年10月1日	老人保健 施設レイ クビュー さめうら	土佐郡土佐町田 井1372番地	訪問リハ ビリテー ション 介護予防 訪問リハ ビリテー ション
3972501096	株式会社 いこいの 里	高岡郡佐川町加 茂4361番地	〃	株式会社 いこいの 里	高岡郡佐川町丙 3620-1	特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
3970900290	合資会社 サザンク ロスしみ ず	土佐清水市グリ ーンハイツ416 番651	平成23年10月31日	デイサー ビスポレ ポレ	宿毛市山奈町山 田字大道6318番 地	通所介護 介護予防 通所介護
3970900233	有限会社 西南サー ビス	宿毛市押ノ川 1060番2	平成23年11月30日	訪問介護 事業所ど んぐり	宿毛市押ノ川 1060番2	訪問介護
3970102509	高知医療 生活協同 組合	高知市口細山 206-9	平成23年12月31日	高知生協 病院デイ サービス せいきよ うぬくぬ く	高知市本宮町 147-3	通所介護 介護予防 通所介護

高知県告示第54号

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第1項の規定により四万十川地域森林計画を平成23年12月22日に定めたので、改正法附則第3条第2項の規定により例によることとされる新法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第55号

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第5項の規定に基づき平成23年3月高知県告示第138号で告示した高知地域森林計画を平成23年12月22日に変更したので、改正法附則第3条第1項の規定により例によることとされる新法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第56号

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第5項の規定に基づき平成22年1月高知県告示第33号で告示した安芸地域森林計画を平成23年12月22日に変更したので、改正法附則第3条第1項の規定により例によることとされる新法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第57号

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第5項の規定に基づき平成23年3月高知県告示第139号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を平成23年12月22日に変更したので、改正法附則第3条第1項の規定

により例によることとされる新法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第58号

平成24年1月高知県告示第9号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及びびいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

室戸市吉良川町

イ 氏名

田中 近

(2)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾北村小川樫ノ木山966番地

イ 氏名

岡林 富士夫

(3)ア 登記簿記載の住所

吾川郡小川村樫ノ木山971番地

イ 氏名

岡林 初常

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年12月農林水産省告示第1617号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第59号

平成24年1月高知県告示第10号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

宿毛市小筑紫町栄喜308番地

イ 氏名

神谷 芳彦

(2)ア 登記簿記載の住所

中村市駅前町10番2号

イ 氏名

橋本 英章

(3)ア 登記簿記載の住所

土佐清水市下ノ加江2763番地

イ 氏名

長谷 年美

(4)ア 登記簿記載の住所

中村市一条通四丁目4番10号

イ 氏名

橋本 雅男

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年8月農林水産省告示第1087号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第60号

平成24年1月高知県告示第11号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び中土佐町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

静岡県浜松市篠ヶ瀬町586番地1

イ 氏名

下元 泰治

(2)ア 登記簿記載の住所

静岡県浜松市安松町20番地1

イ 氏名

下元 泰治

(3)ア 登記簿記載の住所

静岡県浜松市寺島町90番地

イ 氏名

- (4)ア 登記簿記載の住所
兵庫県西宮市上葭原町2番8-105号
- イ 氏名
矢野 元久
- (5)ア 登記簿記載の住所
宿毛市貝塚16番18号
- イ 氏名
久保 文吉

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成12年10月農林水産省告示第1327号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第61号
高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月31日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立月見山こどもの森
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町大平80番地
情報交流館ネットワーク
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県告示第62号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年1月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
---	---	------------	-----------------	------------------

高岡郡佐川町川ノ内 組字下女ケ淵688番 2から 高岡郡佐川町川ノ内 組字手掛ケ石868番 4まで	前		5.3)	1,212
			33.4	
高岡郡佐川町川ノ内 組字カラ谷709番1 から 高岡郡佐川町川ノ内 組字手掛ケ石868番 4まで	後	A	5.3) 17.2	921
		B	12.1) 92.2	
高岡郡佐川町川ノ内 組字下女ケ淵1443番 イから 高岡郡佐川町川ノ内 組字手掛ケ石868番 4まで			12.1) 92.2	1,131

そ の 他

平成23年11月13日に実施した平成23年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年1月31日
財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力
受験番号

- 7 7 1 0 0 1 0
- 7 7 1 0 0 1 8
- 7 7 1 0 0 2 0
- 7 7 1 0 0 3 9
- 7 7 1 0 0 6 2
- 7 7 1 0 0 9 1
- 7 7 1 0 1 1 8
- 7 7 1 0 1 7 1
- 7 7 1 0 1 7 8
- 7 7 1 0 1 8 4
- 7 7 1 0 1 9 3
- 7 7 1 0 2 3 6
- 7 7 1 0 2 4 8
- 7 7 1 0 2 8 0
- 7 7 1 0 3 1 1

7 7 1 0 3 1 9

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・1・6	9404	告示	2	右 (7)	告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）	告示
平24・1・20	9408	告示	6		<u>土佐信用組合</u>	<u>土佐信用金庫</u>